

## 随意契約理由書

件名	西神・山手線総合案内表示器分解整備(その2)	
契約の相手方	株式会社京三製作所 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務対象の総合案内表示器は、乗客への利便性向上のため、先発・次発の番線、発時刻案内及び一般案内・駅周辺イベント案内等を行う機能を持っている。また、非常事態等の発生時には緊急案内表示を行い、注意喚起をうながす重要な機能を持っており、常に良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>本業務の主たる分解整備内容は、総合案内表示器の劣化部品交換並びに各機器仕様に基づく性能確認行うものであり、列車運行時間外である深夜の短時間で正確、安全かつ迅速に行う必要がある。また、性能確認時に装置の不良箇所等を発見した場合は、適切な対応を行わなければならない。</p> <p>本業務について、上記の条件を満たすことができるのは、当該装置の設計開発・製作・据付を行い、設備を熟知している上記業者のみである。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区	(電話番号 791-6584)